

【重要事項説明書】

居宅介護支援サービスのご案内

1 目的

居宅介護支援サービスは、介護保険法に基づき、介護保険制度を利用される方を対象として、住み慣れたご自宅で日常生活を過ごしていただけるように、利用者の状態に応じた、また、利用者やその家族のご希望に沿った「居宅介護サービス計画」の作成等を行い、行政や介護関連サービスを提供する事業者との調整を行うことを目的とします。

2 運営方針

事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、適切な医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、関係市町村、他の指定居宅介護事業者 介護保険施設 医療機関 地域包括支援センター等との連携に努め、協力と理解のもとに適正な運営を図ります。

3 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

介護保険事業所番号	2371404175
事業所名	居宅支援事業所 草まくらみどり
所在地	名古屋市緑区八つ松一丁目604番地 コンフォール大清水201
管理者	松山 幹
通常の事業実施地域	名古屋市緑区、天白区、南区、千種区、名東区 豊明市沓掛町、栄町、新栄町、前後町、西川町 二村台、間米町、三崎町

(2) 介護支援専門員の体制

区 分	常 勤	非常勤	主な職務内容
管理者	1	—	所属職員を指導監督し、関係機関との連携を図り、緊急時の対応をする等、適切な事業の運営が行われるように統括します。
介護支援専門員	1	—	居宅介護支援の提供にあたります。

(3) 営業日・営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日
休 業 日	土曜、日曜、祝日、国民の休日及び 12 月 30 日から 1 月 4 日までの 6 日間
営業時間	午前 9 時から午後 6 時 ※ターミナルケアマネージメントを受ける事に同意した利用者様は、電話等により 24 時間連絡の取れる体制をとり、必要時居宅介護支援を行います。

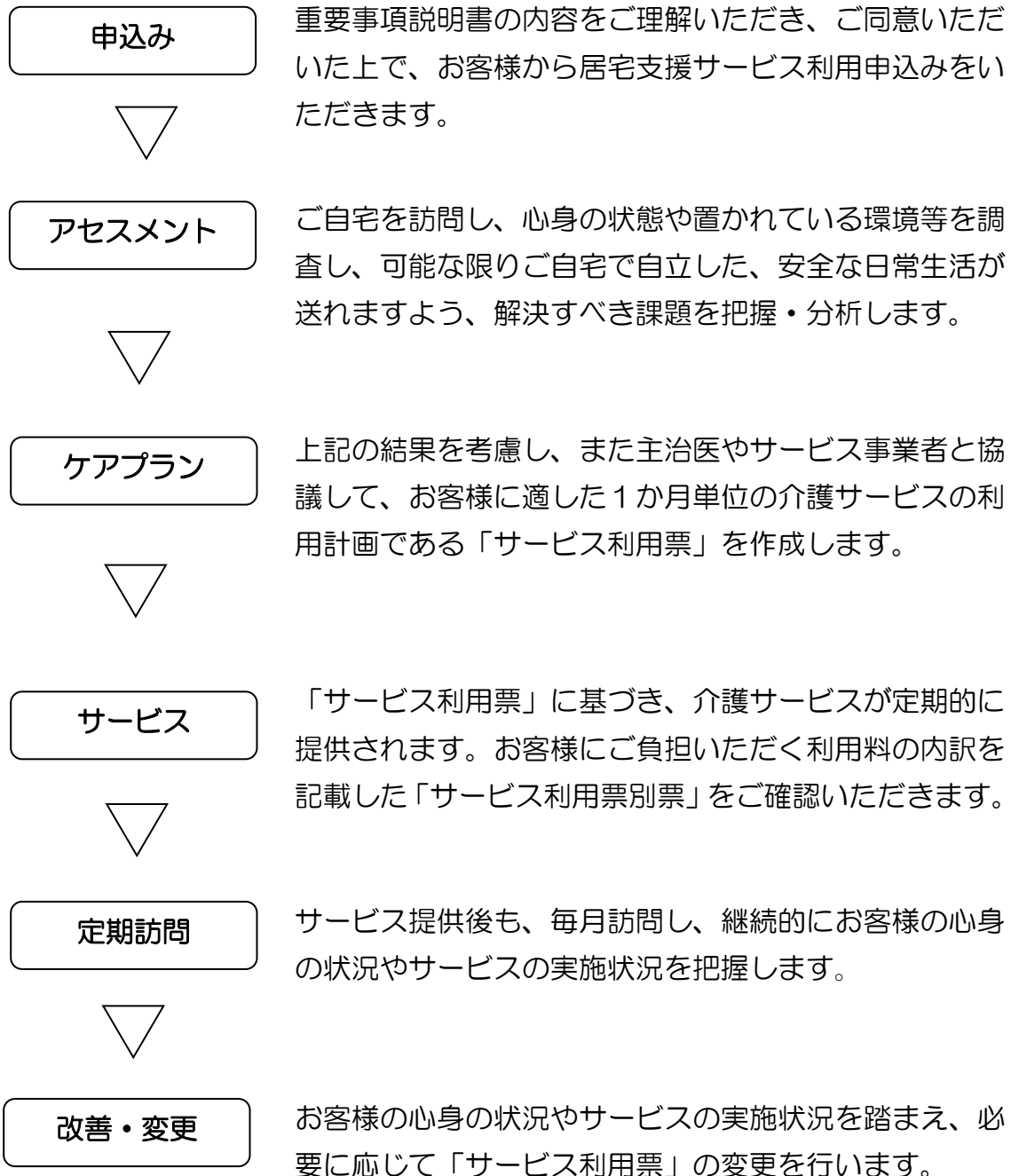
4 サービス内容

前述の目的を達成するため、次のような内容のサービスをご提供します。
なお、介護保険サービスのみが対象であり、生活支援、家族介護支援など介護保険外のサービスを含むものではありませんので、予めご了承下さい。

- ① 要介護認定申請に関する援助
- ② 介護認定調査の実施
- ③ 居宅介護サービス計画の作成、サービス担当者会議におけるサービス内容の検討
- ④ 指定居宅介護サービス事業所、介護保健施設、その他事業者の紹介及び連絡、調整
 - ・利用者は、ケアプランに位置付けられる居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
 - ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用実績は別紙のとおりです。
- ⑤ サービス計画に基づくサービス提供の管理、再評価及び計画の変更

5 利用申込みからサービス提供までの主な流れ

概ね次のような進行になります。



6 サービスをご利用いただくに際しての注意事項

(1) サービス変更のご連絡について

利用者にお渡しした「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受けた場合や、サービス内容を変更した場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。ご連絡がないと、利用者において一旦費用の全額を立て替えていただく場合があります。

(2) 解約について

利用者は、いつでも申出によりサービスのご利用を解約することができますが、この場合、サービス計画の作成変更届出書を保険者（市町村）に届け出る必要があります。届出があった日の属する月の満了によって初めて解約となります。

(3) 被保険者証等の変更について

被保険者資格を喪失した場合や、要介護状態区分の変更があった場合など、現在お持ちの被保険者証に変更があったときには、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。

(4) 重複依頼の禁止について

居宅サービス計画の作成を、複数の居宅介護支援事業者に依頼することは、お控え下さい。

(5) 損害賠償の範囲について

サービスのご利用に伴い生じた損害については、当事業所が付保する賠償責任保険の範囲内において、同保険の約款に従い損害を賠償します。

7 居宅介護支援の利用料金

(1) 居宅介護支援費及び加算について

原則：要介護・要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額保険給付されますので、利用者のご負担はありません。

例外：ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合には、要介護度に応じて、1 か月あたり末尾別表の利用料（居宅介護支援費）をご負担していただくことになります。

(2) 交通費

事業所が定めた通常の事業の実施地域にお住まいの利用者は無料です。通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費をご負担いただきます。

なお自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から1 km毎に20 円をご負担いただきます。

8 居宅サービス計画の作成以外に提供できるサービスの内容

当事業所では、「居宅サービス計画」の作成以外に、利用者のご依頼に基づき、次のサービスを提供することができますので、お気軽にご相談下さい。

- (1) 利用者のご依頼に基づき、市町村の窓口にて、要介護認定の申請（新規・変更・更新）を代行いたします。ただし、代行にあたっては、手続き上、利用者の被保険者証をお預かりすることになります。
- (2) 利用者のご依頼に基づき、市町村の窓口にて、「居宅サービス計画作成依頼届書出」の提出を代行いたします。ただし、代行にあたっては、手続きの必要上、利用者の被保険者証をお預かりすることになります。
- (3) その他、介護保険に関するご相談に応じます。

9 事故が発生した場合の対応

居宅支援のサービス提供に伴い、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村及びご家族の方にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10 秘密の保持

サービスの提供に伴う知り得た利用者及びその家族の個人情報等につきましては、当事業所の「個人情報保護方針」に従い、適切に管理いたします。

11 虐待の防止のための措置

虐待の発生の防止、早期発見及び再発を防止するため、下記の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催し、その結果について全職員に十分に周知します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (3) 虐待等を把握した場合は、迅速に市町村等の行政機関に連絡し、協力のもと再発防止に努めます。

12 サービス内容に関する苦情・お問い合わせ

- (1) 居宅介護支援に関するご相談や苦情、及び「サービス利用票」に基づいてご利用いただいた介護サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応いたします。

電 話： 052-680-7821

FAX： 052-680-7822

担当者： 松山 幹（管理者）

- (2) 利用者は、当事業所以外に、国民健康保険団体連合会及び各市町村の相談・苦情窓口にご相談、または苦情を伝えることができます。

愛知県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	052-971-4165
名古屋市健康福祉局介護保険課 指導係	052-959-3087

以 上

